

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要領

平成12年4月1日制定

平成17年4月1日改正

平成25年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第17条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(排出事業者の協議等に係る様式)

第3条 要綱の規定により排出事業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1項の協議書の様式 様式第1号
- (2) 要綱第3条第2項の誓約書の様式 様式第2号
- (3) 要綱第6条第1項の変更協議書の様式 様式第3号
- (4) 要綱第6条第3項の届出書の様式 様式第4号
- (5) 要綱第9条の実績報告書の様式 様式第5号

(処分業者の処分計画書等に係る様式)

第4条 要綱の規定により処分業者が提出することとなる書類の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第13条第1項の処分計画書の様式 様式第6号
- (2) 要綱第15条の実績報告書の様式 様式第7号

(変更協議書に添付する書面)

第5条 要綱第6条第1項に規定する変更協議書に添付する書面にあつては、変更に係る書面に限るものとする。

(通知書等)

第6条 要綱第7条第2項の規定により排出事業者が受託者に交付する通知書の写しには、協議書又は変更協議書の写しを含むものとする。

(書類の提出部数)

第7条 排出事業者の協議等に係る様式第1号及び様式第3号にあつては、正副2部を市長に提出するものとする。

2 様式第4号から様式第7号にあつては、1部を市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。